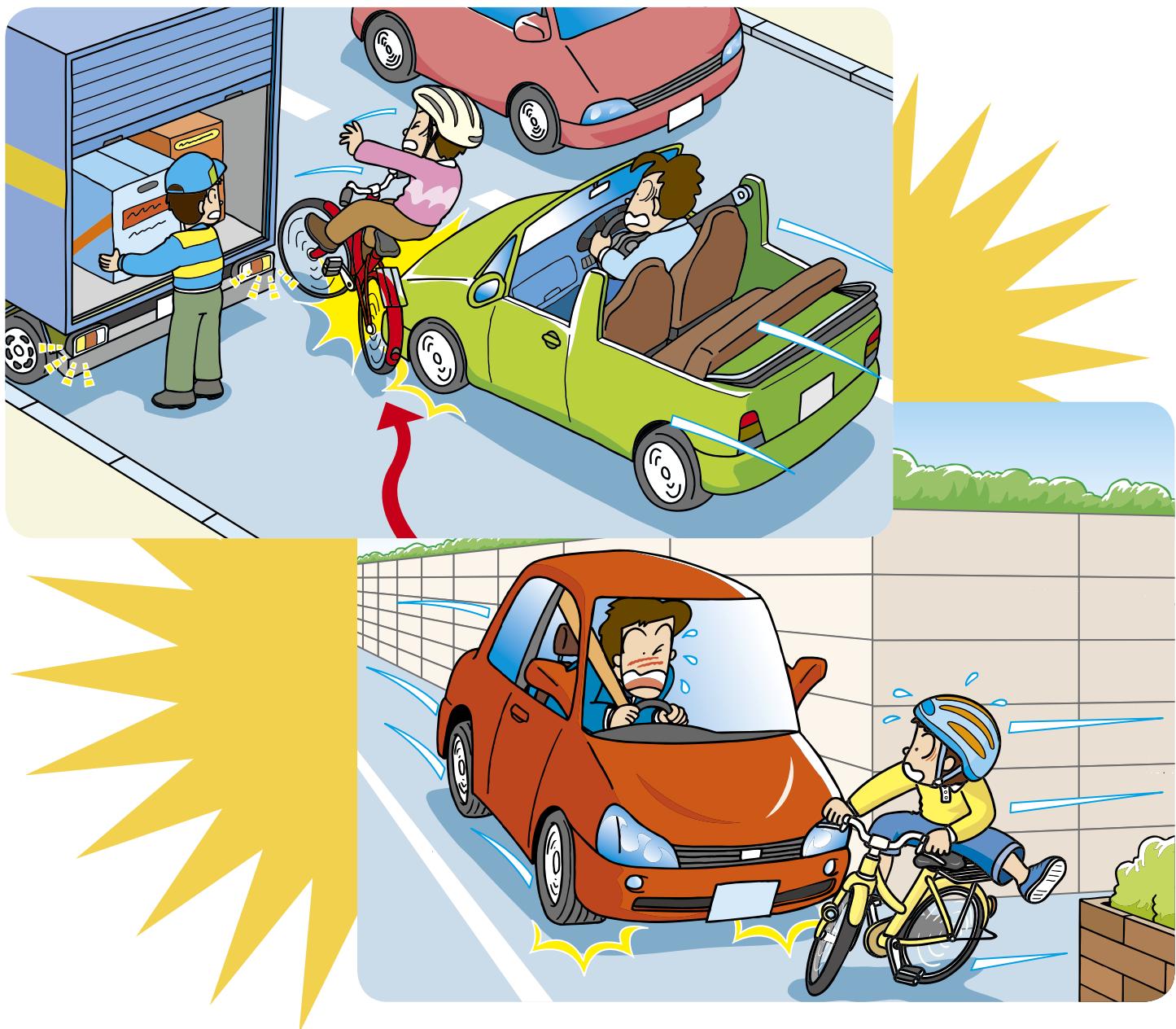


知っていますか？

自転車の事故

～安全な乗り方と事故への備え～



こんな事故が起きています！

交通事故データから、自転車事故の実態や原因を見てみましょう。

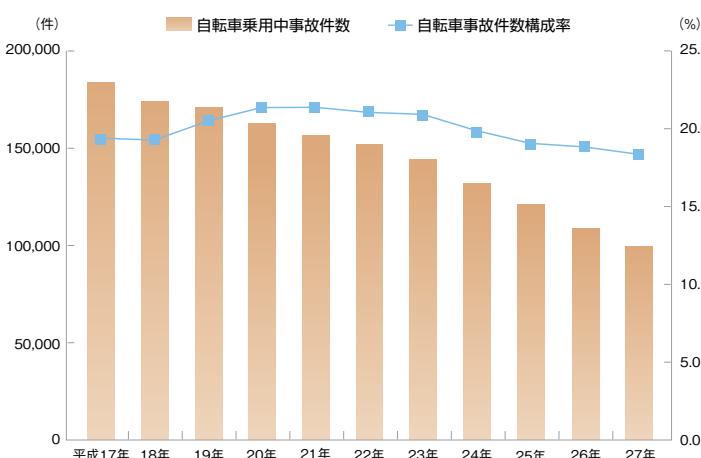
■自転車事故の発生状況

～主な要因は安全不確認、一時不停止、信号無視～

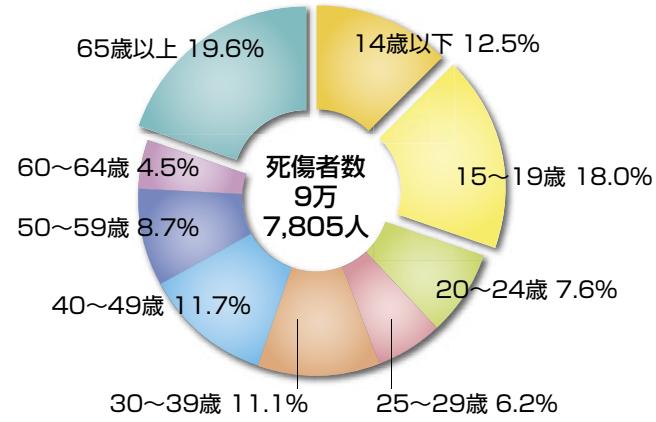
■ここ数年、交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は、2割程度と高い水準で推移 また、自転車事故による死傷者数は、未成年者と高齢者で、過半数を占めている

平成27年の自転車乗用中の交通事故件数は9万8,700件で交通事故件数全体に占める割合は18.4%と、平成22年以降減少傾向にあるものの、未だに2割程度で推移しています（グラフ1）。また、自転車乗用中の死傷者数のうち、未成年者が30.5%、高齢者が19.6%と、この2つの年齢層で過半数を占めています（グラフ2）。

グラフ1 自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移



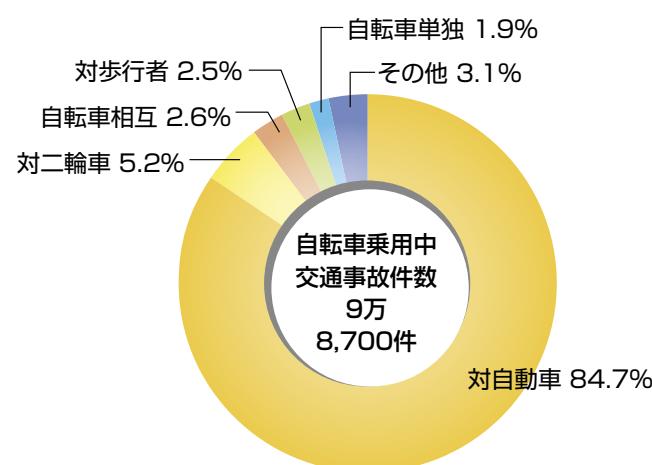
グラフ2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合
(平成27年)



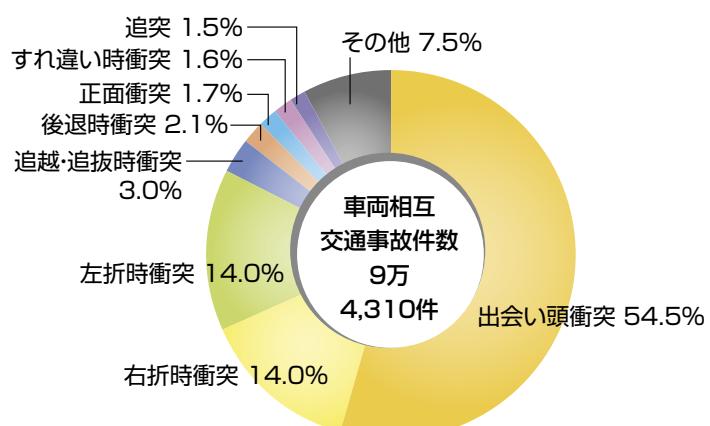
■自動車との事故が8割以上　出会い頭、右左折時の事故が多い

自転車事故の8割以上が自動車との事故です（グラフ3）。また、事故類型（車両相互）としては出会い頭による事故が圧倒的に多く半数以上を占め、次いで右折時衝突・左折時衝突と続いています（グラフ4）。

グラフ3 自転車乗用中事故の
相手当事者別交通事故件数の割合 (平成27年)



グラフ4 自転車乗用中事故（車両相互）の
事故類型別交通事故件数の割合 (平成27年)



※各グラフの構成率は、警察庁の統計数値をもとに小数点第2位を四捨五入しており、合計が100%にならない場合があります。
(グラフ1～4：警察庁データ／グラフ5：「交通統計平成27年版」(警察庁交通局)より作成)

データから見る自転車事故の実態

各地で多発している自転車事故。被害事故だけでなく、加害事故も発生しています。最近の自転車事故の発生状況や事例を見ながら、その実態を探ってみましょう。

■自転車事故のパターン

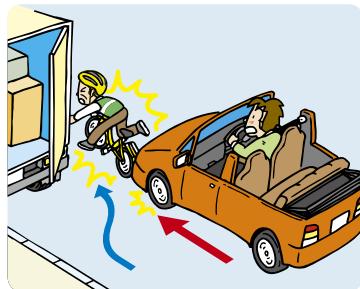
～自転車は「軽車両」、被害者だけでなく加害者にも～

自転車は道路交通法では、自動車と同じ“車両”です。車両として交通ルールを守らなければなりません。ルールを守らず事故を起こすと自転車側も責任を問われます。ここでは、自転車事故の主なパターンについて紹介します。

安全不確認（急な進路変更）

●事故の状況・原因

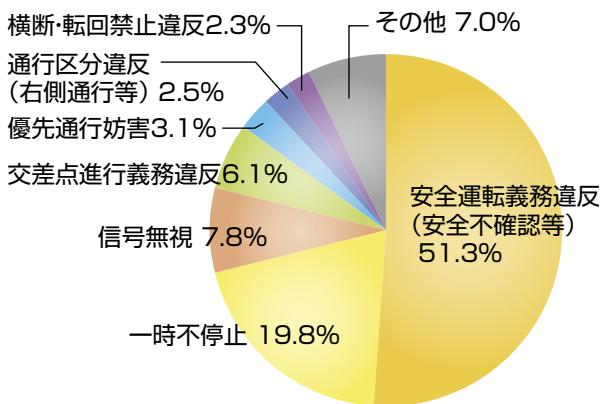
- 道路の左端を通行していたAさんは、路上駐車の車を避けようと後方を確認せずに車道側に進路変更したため、後ろから来た自動車に追突され、大ケガを負いました。
- 自動車側にも注意義務違反がありますが、Aさんが後方の安全をよく確認しないまま急に進路変更をしたことが事故の大きな原因です。



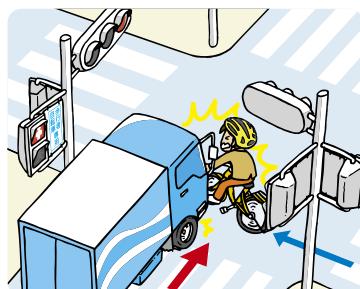
自転車による加害事故は1万5,929件で、自転車事故全体に占める割合は16.1%

自転車が加害事故を起こす主な要因は、安全不確認、一時停止、信号無視です。

グラフ5 自転車乗用者（第1当事者）の法令違反別
交通事故件数の割合（平成27年）



※第1当事者とは過失の最も重い者をいい、過失が同程度の場合は、被害の程度がより軽い当事者をいいます。



信号無視

●事故の状況・原因

- 高校生のC君は、赤信号を無視して交差点に進入したため、走ってきたトラックと出会い頭に衝突し、大ケガを負いました。
- トラック側にも前方不注意がありますが、C君が赤信号を無視して交差点に進入したことが事故の大きな原因です。

交通ルールを守らないと、事故に遭うだけでなく、事故を引き起こす可能性が高くなります。
自分だけは大丈夫と思わず、交通ルールを守って事故のない社会をつくりましょう。

一時不停止

●事故の状況・原因

- 信号のない見通しの悪い交差点に主婦Bさんが自転車でそのまま進入したため、自動車と出会い頭に衝突し、腕の骨を折る大ケガを負いました。
- 自動車側にも注意義務違反がありますが、Bさんが一時停止の標識・標示を無視して、交差点で左右の安全確認をしないまま飛び出したことが事故の大きな原因です。



歩道上での歩行者との接触

●事故の状況・原因

- 女子大生のDさんは、自転車歩道通行可の標識がある歩道上を自転車で通行中、歩いてきたおばあさんのバッグにハンドルを引っ掛けてしまい、転倒したおばあさんは意識不明の重傷となりました。
- Dさんが、歩道の車道寄りをいつでも止まれる速度で走行していなかったことが、事故の大きな原因です。

自転車の安全な乗り方と

自転車は車と同じ車両です。車道の左側を通行し、信号や標識に

■ 自転車安全利用五則

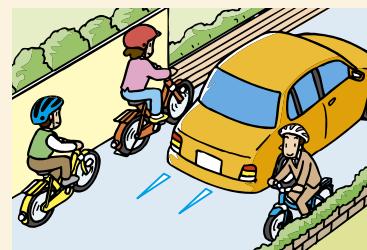
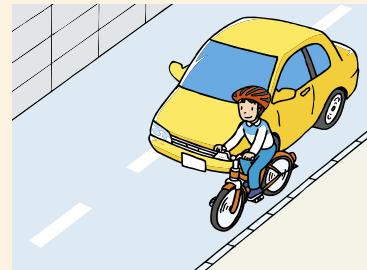
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、「軽車両」です。自動車と同じ車両ですので、歩道と車道の区別のあるところでは、自転車は車道を通行するのが原則です。

違反した場合、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

また、自転車道がある場合は、自転車道を通らなければなりません。

違反した場合、2万円以下の罰金または料料



2 車道は左側を通行

軽車両である自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。

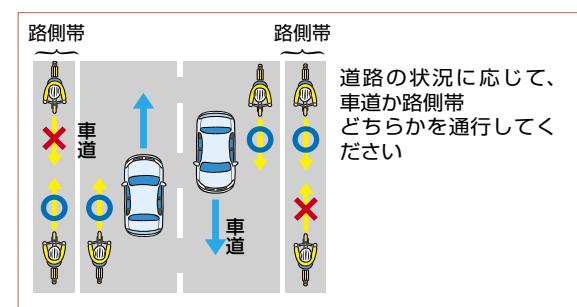
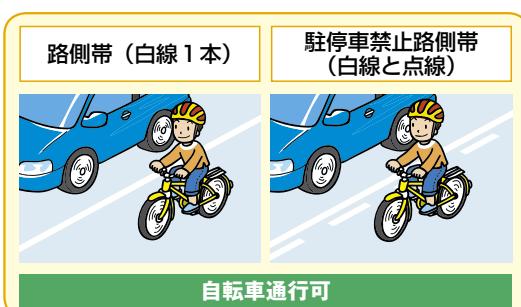
右側通行は、対面する自転車や自動車にとって大変危険であるうえ、法律違反になります。自転車道を通行する場合も必ず左側を通行しなければなりません。

違反した場合、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

路側帯の通行

車道に路側帯（歩行者用路側帯を除きます）があるところは、歩行者の通行の妨げになる場合を除き、路側帯を通行することができます。ただし、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。

違反した場合、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は車両ですが、例外的に歩道を通行することができる場合があります。しかし、歩道上ではあくまで歩行者優先です。歩道を通行するときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。

違反した場合、2万円以下の罰金または料料



自転車が歩道を通行することができる場合

- 歩道に「自転車歩道通行可」の道路標識等がある場合
- 幼児・児童(13歳未満)や高齢者(70歳以上)、身体の不自由な人が運転している場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合

ルール 従いましょう。

交通ルールやマナーを守らず事故を起こすケースがしばしば見られます。自転車の事故を引き起こさない（加害者にならない）ために、また、事故に巻き込まれない（被害者にならない）ために、ルールを守りましょう！

4 安全ルールを守る



- 二人乗りはしない
※ただし、幼児を乗せる場合等は、例外的に認められています。
違反した場合、2万円以下の罰金または料金



- 夜間は必ずライトを点灯する
夜間の無灯火運転の場合、5万円以下の罰金

- 道路は並んで走らない

- 道路は並んで走らない
※「並進可」の標識のある場所では、2台まで並進できます。
違反した場合、2万円以下の罰金または料金



- 信号を正しく守る
信号無視は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金等

- 一時停止と安全確認をしっかり行う
一時不停止は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金等



- 飲酒運転はしない
酒酔い状態で運転した場合、5年以下の懲役または100万円以下の罰金



安全のため、ここにも注意！

- ◆ 自転車乗用中は、携帯電話、イヤホン等は使用しない



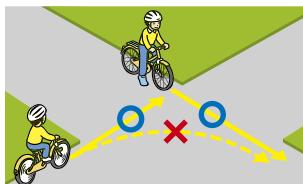
- ◆ 傘さし運転はしない



これらの行為は、各都道府県公安委員会の遵守事項違反（5万円以下の罰金）にあたる場合がありますので、やめましょう。

- ◆ 右折をするときは2段階右折

- 違反した場合、2万円以下の罰金または料金



※交差点を通行する場合、左折てくる自動車にも十分に注意しましょう。



5 子どもはヘルメットを着用

自転車乗用中の事故による被害を軽減させるため、幼児・児童には乗車用ヘルメットを着用させましょう。

※警察庁の統計によれば、自転車事故による死者の損傷部位は、頭部の割合が62.4%と圧倒的に高くなっています（平成26年中）。幼児・児童に限らず、事故時の被害軽減のため自転車に乗るときは、ヘルメット着用を心がけましょう。



■ 自転車運転者講習制度

3年内に2回以上危険行為で検挙された14歳以上の人のが対象

道路交通法の改正により、平成27年6月1日から、信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為（危険行為）を繰り返す自転車運転者に、安全講習の受講が義務づけられました。

受講命令に従わない場合：5万円以下の罰金

自転車運転者講習の対象となる危険行為（14類型）

信号無視／通行禁止違反／歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）／通行区分違反／路側帯通行時の歩行者の通行妨害／遮断踏切立入り／交差点安全進行義務違反等／交差点優先車妨害等／環状交差点安全進行義務違反等／指定場所一時不停止等／歩道通行時の通行方法違反／制動装置（ブレーキ）不良自転車運転／酒酔い運転／安全運転義務違反

自転車の検査等

ブレーキを備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車については、警察官から、停止や検査、応急措置や運転禁止を命じられることがあります。違反した場合：5万円以下の罰金

自転車を取り巻くリスクと

自転車事故を起こすとどのような事態が発生するのでしょうか？

■自転車を取り巻く事故のリスク

自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするケースもあります。まずは、この3つの事故のリスクをしっかりと認識しましょう。

●自分がケガをする



●他人にケガをさせる



●財物を壊す(損害を与える)



■自転車事故で問われる責任

自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない……。そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法上、自転車は車両の一種（軽車両）です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

※交通事故を起こした場合には、上記2つの責任のほか、被害者を見舞い、誠実に謝罪するという「道義的な責任」を果たすことが重要です。

〈自転車での加害事故例〉 自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決）
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、平成20年6月5日判決）
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成15年9月30日判決）
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成19年4月11日判決）
4,746万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性（75歳）に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。（東京地方裁判所、平成26年1月28日判決）

(※) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。

上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

日本損害保険協会調べ

その責任

どんなに注意していても、いつ起こるかわからないのが交通事故です。もしも事故を起こしてしまった場合、どのように対応すればいいのでしょうか？また、事故に備える保険にはどのようなものがあるのでしょうか？

■自転車事故に備える保険

自転車事故による損害賠償責任に備える保険があります。ただ、自動車事故への備えと異なるのは、被害者救済のための強制保険（自賠責保険）がないことです。ではどのような保険に入っておけばよいのでしょうか？

	自動車事故	自転車事故
損害賠償に備える保険（強制加入）	自賠責保険	×
損害賠償に備える保険（任意加入）	任意の自動車保険	個人賠償責任保険など

自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、また、自分自身のケガは「傷害保険」でそれぞれ補償されます。加入している保険の補償内容をご確認ください。

自転車事故に備えるための保険

保険の種類	対象	事故の相手		自分
		生命・からだ	財産（モノ）	
個人賠償責任保険		○	○	×
傷害保険		×	×	○

●個人賠償責任保険や傷害保険では、自転車事故のほか日常生活における事故も補償対象となります。

- 例 個人賠償責任保険…買い物中に商品を壊した、飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた
例 傷害保険…スポーツ中にケガをした、階段で転んでケガをした

●傷害保険には、交通事故によるケガのみを補償するタイプもあります。

●業務で自転車を使用中に起きた事故は個人賠償責任保険では補償されません。事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要がありますので、ご注意ください。

〈補償内容のご確認にあたってご注意いただきたいこと〉

- 個人賠償責任保険は、傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約としてセットすることが一般的ですが、特約の名称は保険会社ごとに異なる場合があるほか、保険会社によっては取扱っていない場合があります。
- 新たな保険（特約）への加入をご検討される場合は、自転車を乗用される方またはそのご家族が既に補償内容が同種の保険契約に加入されていますと、補償の重複が生じことがありますので、保険金額（支払限度額）、被保険者（補償の対象となる人）などの補償内容を十分ご確認ください。

詳しくは、損害保険代理店や保険会社をご確認ください。

■もしも事故を起こしてしまったら

事故を起こしてしまった場合、気が動転して的確な対応ができないこともあります。

以下の手順を参考に、落ち着いて行動できるようにしましょう。



1 ケガ人の救護

ケガ人がいる場合は、ケガ人の手当てが最優先です。
まず救急車を呼びましょう。

2 道路上の危険防止

二次災害を防止するため、路肩や歩道など安全な場所に
自転車を移動させましょう。

3 警察への連絡

現場をよく確認し、落ち着いて警察に連絡しましょう。
警察への届出がないと、「交通事故証明書」が発行されません。
*交通事故証明書がないと、保険金が支払われない場合があります。



4 事故状況の確認

事故の相手方の名前、住所、連絡先などを確認し、
簡単な事故状況メモをつくりましょう。

5 損害保険会社への連絡

事故の状況をただちに損害保険会社または代理店に連絡してください。

そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

損害保険に関するご相談・お困りごとは **そんぽ ADR センター** にご連絡ください。

受付時間

月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の午前9時15分～午後5時

電話番号

0570-022808 (通話料有料)

 ナビダイヤル®

IP 電話からは、以下の直通電話へおかけください。

そんぽ ADR センター北海道	011-351-1031	そんぽ ADR センター近畿	06-7634-2321
そんぽ ADR センター東北	022-745-1171	そんぽ ADR センター中国	082-553-5201
そんぽ ADR センター東京	03-4332-5241	そんぽ ADR センター四国	087-883-1031
そんぽ ADR センター北陸	076-203-8581	そんぽ ADR センター九州	092-235-1761
そんぽ ADR センター中部	052-308-3081	そんぽ ADR センター沖縄	098-993-5951

※損害保険のご加入、ご契約内容の変更や事故のご連絡は、直接、損害保険会社またはお取扱いの代理店へお願ひいたします。

発 行 一般社団法人 **日本損害保険協会**

生活サービス部 啓発・教育グループ
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
TEL 03-3255-1215 FAX 03-3255-1236
E-mail:consumer@sonpo.or.jp

編集制作 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

C26-10327 新201611